



浦添市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長

松本 哲 治

浦添市条例第 21 号

浦添市印鑑条例の一部を改正する条例

浦添市印鑑条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「個人番号カードであつて」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）からこの条例の施行の日の前日までの間に、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用いて、多機能端末機により登録証明書の交付申請をし、その交付を受けたものは、改正後の浦添市印鑑条例の相当規定により行われたものとみなす。